Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 25 年 6 月 28 日 自 動 車 局

荷台を架装する前の貨物自動車(キャブ付きシャシ)の認定制度をつくります。

「製造過程自動車の型式認定に関する規程(仮称)(国土交通省告示)」 等に係る意見募集について

キャブ付きシャシ(荷台を架装する前の貨物自動車をいう。以下同じ。)については、 製造過程自動車(製造の過程にある自動車をいう。以下同じ。)として市場において 販売・購入されており、ディーラーやユーザー等が必要な架装を行っているところで すが、現在、キャブ付シャシを含めた製造過程自動車については、国が保安基準への 適合性を確認する制度が存在しておりません。

このため、適正かつ円滑な取引を促進する観点から、キャブ付きシャシとして保安 基準への適合性を確認するための型式認定制度を設け、その型式を認定することを通 して、ディーラーやユーザー等が製造過程自動車を販売・購入するに当たって、保安 基準への適合性を容易に確認することができることにより、取引の適正化・円滑化に 資するものと考えています。

今般、国交省では、荷台を架装した後の状態で車両総重量が7.5 トンを超える貨物 自動車(披けん引自動車を除く。)を、キャブ付きシャシ自動車として、車両の型式 ごとに認定する仕組みを作ります。(「製造過程自動車の型式認定に関する規程(仮称) (国土交通省告示)」)

つきましては、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を以下の 要領のとおり募集いたします。頂いた意見につきましては、担当部局においてとりま とめた上で、検討を行う際の資料とさせて頂きます。なお、意見に対する個別の回答 はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了解願います。

問い合わせ先

自動車局審査・リコール課:海東、千葉

審査・リコール課:03-5253-8111(内線 42324)

直通 03-5253-8596 FAX 03-5253-1640

<意見公募要領>

1. 意見募集対象

「製造過程自動車の型式認定関する規程(仮称)(国土交通省告示)」について (別紙の事項)

2. 意見送付要領

住所、氏名、職業(会社名又は所属団体名)、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付して下さい。

(1) ファクシミリの場合

ファクシミリ番号:03-5253-1640

国土交通省自動車局審査・リコール課 あて

ファクシミリでのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

(2) 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局審査・リコール課 あて

郵送でのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

(3) 電子メールの場合

電子メールアドレス:g TPB GAB SSA@mlit.go.jp

国土交通省自動車局審査・リコール課のあて

電子メールでの御意見の送付の場合はテキスト形式として下さい。

3. 意見募集期限

平成25年6月28日から平成25年7月29日まで(※必着)

4. 注意事項

頂いた御意見の内容については、住所、電話番号を除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。(匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)

また、電話によるご意見への対応、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めその旨ご了解願います。

意見提出様式例

氏名	(フリガナ)		
住所			
所属	(団体名)	(部署名)	
電話番号			
電子メールアドレス			
ご意見	(ご意見)		
	(理由)		